

[研究ノート] National Accounts を用いたOECD 加盟国の財政の国際比較の試み

著者	中川 真太郎
雑誌名	甲南経済学論集
巻	60
号	3・4
ページ	93-122
発行年	2020-03-20
URL	http://doi.org/10.14990/00003485

National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み

中 川 真 太 郎

要旨

国民経済計算は、国連で採択された国際基準に基づいており国際比較が可能である。特に OECD 加盟国については OECD が National Accounts のデータベースを公開している。だが、その様式は内閣府の国民経済計算の様式とは微妙に異なっている。そこで、本稿では、OECD の National Accounts の政府統計に関する諸項目が内閣府の国民経済計算の項目とどのような対応関係にあるのかを検査し、対照表を作成した。また、これを用いて OECD の加盟国を対象とした財政の国際比較に取り組んだ。その際、日本のデータについては、より新しいデータが収録されている内閣府の国民経済計算年次推計を用いた。

キーワード：SNA, OECD, 国際比較, 財政

目次

はじめに

- I 全体の枠組み
- II 第1次所得の配分勘定
- III 第2次所得の配分勘定
- IV 可処分所得の使用勘定
- V 資本勘定
- VI 政府間財政関係

おわりに

参考文献

はじめに

本稿では、OECDのNational Accountsを用いた財政の国際比較に取り組む。日本の財政の状況は諸外国と比べてどうであるのかという疑問は、財政学のテキストブックでもしばしば取り上げられている。たとえば、土居[2017]は、その第2章において、政府債務残高、政府支出総額、公共投資の規模、国民負担率、一般政府の財政収支、一般政府の構造的財政収支、一般政府の基礎的財政収支について、日本と他の主要国やGIIPS諸国（ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン）との国際比較を行っている。また、竹原[2004]は、地方財政についてのテキストの1つの章であるが、そこで州・地方税財政の規模、州・地方の経費、州・地方の収入について日本と他の主要国との国際比較を行っている。また、財務省が毎年刊行している「日本の財政関係資料」の中でも、政府支出、収入、財政収支、債務残高などについての国際比較を掲載している。⁽¹⁾この他にも、たとえば町田・張[2017]は日本と中国のデータを用いて政府間財政関係の国際比較を行っている。

こういった国際比較でしばしば用いられているのが、経済協力開発機構(OECD)のNational Accountsや国際通貨基金(IMF)のGovernment Finance Statistics(GFS)である。前者はOECD加盟国及びいくつかの非加盟国の国民経済計算(SNA)を掲載している。後者は、IMFのマニュアルに基づいて作成された各国の財政についての統計である。⁽²⁾

(1) たとえば、財務省[2019]を参照。

(2) SNAとGFSの相違点については、SNAが経済の部門間のリンクや、生産、所得の発生と分配、財とサービスの消費そして蓄積の経済的過程に焦点を合わせているのに対して、GFSでは経済的な事象が政府の財政に与える影響や政府の活動が課税・支出・借入・貸出を通じて経済に与える影響に焦点を当てているとされている[International Monetary Fund 2014, p. 352]。また、会計の原則の点ではGFSが

National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み

今日ではこれらのデータはインターネット上で容易に入手できる。特に OECD の National Accounts は OECD 加盟国の国民経済計算を収録しており、利用可能なデータは膨大である。このデータに基づいて OECD は各国政府の活動を国際比較した Government at a Glance を毎年刊行している⁽³⁾。だが、Government at a Glance は全ての OECD 加盟国をまんべんなく見ているため、日本の財政についての問題意識やリサーチ・クエスチョンに対して、必ずしも分かりやすい答えを提示してはくれない。また、同書で取り上げられている項目は National Accounts に収録されている項目のごく一部に過ぎない。一方で、National Account のデータベースでは日本語が使用できないことから、日本で財政学を初めて学ぶ学生などが、財政の国際比較に自ら取り組むことは容易ではない。

本稿は、特に財政についての統計を中心に、OECD の National Accounts と内閣府の国民経済計算との対応関係を明らかにすることで、今後の財政の国際比較研究に貢献することを目的としている。また、こうして得られた対応関係を用いて、日本については最新の国民経済計算年次推計を用い、他の OECD 加盟国については National Accounts のデータを用いて財政についての国際比較にも取り組んでみることにする。

これまでにも、国民経済計算を用いた日本の財政の分析はいくつも行われてきた。たとえば、市川 [2013] は、国民経済計算を用いて近年の日本の財政動向を分析した。また、市川 [2014] は、国民経済計算に各種のデータを

部門内や部門間の統合処理 (consolidation) を行うのに対して、SNA はこれを行わない点に違いがある [International Monetary Fund 2014, p. 353]。ただし、内閣府の国民経済計算では、一般政府内の内訳部門である中央政府、地方政府、社会保障基金の部門内の取引については統合処理を行っている。一方、中央政府と地方政府の間のような内訳部門間の取引については統合処理を行っていない [内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 2019, p. 57]。

(3) 2019年版は OECD [2019a] である。

組み合わせることによって日本の社会保障を分析した。⁽⁴⁾この他、政府最終消費支出に焦点を合わせて国民経済計算における政府の位置づけを論じた研究として小川 [2017] がある。さらに、土肥他 [2006] は、国民経済計算を用いて家計貯蓄率や財政収支などの分析を行っている。また、中村 [2003] は財政支出と家計消費の関係について国民経済計算を用いた実証分析を行っている。この他、河野 [2004a, b] でも、国民経済計算を用いて日本の財政の現状を分析している。本稿は、こういった国民経済計算を用いた日本財政の分析を、OECD の National Accounts を用いた国際比較に発展させるための橋渡しとなることを企図している。

本稿の構成は以下の通りである。第 I 節では、OECD の National Accounts と内閣府の国民経済計算の関係についての概要を説明する。第 II 節では、第 1 次所得の配分勘定での National Accounts と国民経済計算の対応関係を見る。また、財政の国際比較の一例として、付加価値型税の収対 GDP 比の国際比較を行う。第 III 節では、第 2 次所得の配分勘定における対応関係を見る。第 IV 節では可処分所得の使用勘定における対応関係を見る。また、国際比較の例として政府最終消費支出を構成する政府の個別消費支出と集合消費支出についての国際比較を行う。第 V 節では、資本勘定における対応関係を見るとともに、一般政府財政収支についての国際比較を行う。第 VI 節では、応用例として政府間財政関係に関する国際比較を行う。

I 全体の枠組み

日本の国民経済計算は、国際連合で定められた国際基準に基づいて内閣府経済社会総合研究所が推計し公表している。2016年度以降は、国民経済計算

(4) 市川は国民経済計算をはじめとする経済指標の見方について大和総研調査本部編著 [2014] をまとめている。国民経済計算全体の解説書については、中村洋一がいくつも解説書を出しており、新しいものでは中村 [2017] がある。

National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み

の基準として 2008 SNA に準拠した計数が公表されている [内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 2016]。一方、OECD は 2008 SNA に基づく OECD 加盟国の国民経済計算をデータベース化しインターネットで公開している [OECD 2019b]。また、Government at a Glance などの書籍としてまとめた形でも公表している。

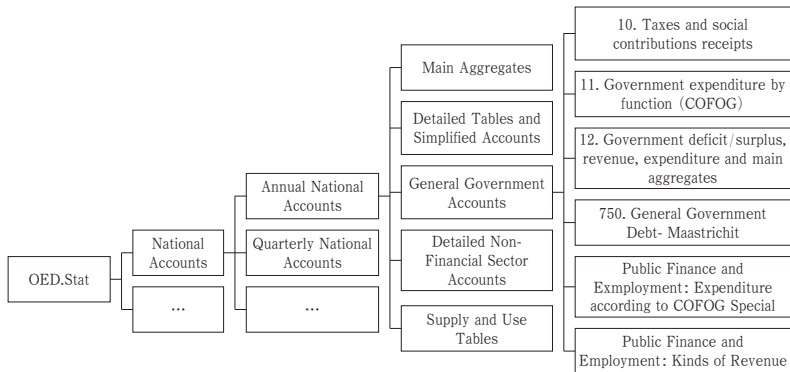
内閣府の国民経済計算と OECD のデータベースでの日本の National Accounts は、基本的には同一のデータを収録しているが、一部に違いがある。たとえば、最新の国民経済計算年次推計が内閣府のホームページでは公表されているが、OECD のデータベースには反映されていない場合がある。また、OECD の National Accounts は英語表記で日本語の表示はなく、表のレイアウトも内閣府の国民経済計算とは微妙に異なっている。さらに、National Accounts に項目があるのに数値は 0 となっていて、国民経済計算には該当するデータがないというものもある。また、国民経済計算では一般政府の部門別勘定は 1 つのファイルにまとめられているが、National Accounts では政府を構成する部門ごとにファイルが分かれている。

このように、基本的には同一のデータを収録しているとはいえ、データの提示方法に微妙な違いがあるため、両者の対応関係は分かりづらく、それが National Accounts を利用した国際比較の妨げになっていると考えられる。そこで、以下では National Accounts と国民経済計算の対応関係を丁寧に見ていくこととする。

内閣府 [2016] で示されている国民経済計算の作成基準によると、国民経済計算には「所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類」として制度部門別分類があり、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体の 5 つに区分される。国民経済計算年次推計では、これらの部門ごとに制度部門別所得支出勘定と制度部門別資本勘定・金融勘定が設けられている。ここで、一般政府とは「中央及

び地方政府と、それらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。また、政府又は社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる」とされている [内閣府 2016 p.2]。そして一般政府の取引については、国民経済計算年次推計のフロー編付表 (6-1) 一般政府の部門別勘定が、中央政府・地方政府・社会保障基金の部門別に詳しい内訳を掲載している。

図1 OECD National Accounts の概要 (抜粋)



出所) OECD National Accounts より筆者作成

図1は、OECDのNational Accountsに掲載されている諸表から財政の国際比較に関係のあるものを抜粋して整理したものである。National AccountsのデータはOECD.Statのオンラインデータベースに収録されている。その中には年次の国民経済計算であるAnnual National Accountsだけでなく四半期の国民経済計算(Quarterly National Accounts)など様々なデータが含まれている。財政活動は年単位であるので、Annual National Accountsに注目すると、そこに一般政府勘定(General Government Accounts)が掲載されており、その中にはDataset 10: Taxes and social contributions receipts, Dataset 11: Government expenditure by functionなどととも、Dataset 12:

National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み

Government deficit/surplus, revenue, expenditure and main aggregates が掲載されている。この Dataset 12 には、一般政府 (General Government)、中央政府 (Central government)、地方政府 (Local government)、社会保障基金 (Social security funds)、一国経済 (Total economy) について表が用意されている。このうち、一般政府についての表は、内閣府の国民経済計算では国民経済計算年次推計のフロー編Ⅱ制度部門別所得支出勘定の4一般政府、および、Ⅲ制度部門別資本勘定・金融勘定の3一般政府に対応する。また、中央政府、地方政府、社会保障基金についての表はフロー編Ⅴ付表(6-1)一般政府の部門別勘定に対応する。なお、Dataset 12 の一国経済についての表には GDP のみが記載されている。また、連邦制の国家ではこれらに加えて州政府 (State government) の表も掲載されている。これらの表を国民経済計算と比較すると、多くの項目で一致していることが分かる。ただし、両者には以下のような違いがある。

第1に、日本についての同じ項目でも、National Accounts は単位が百万円、国民経済計算では単位が10億円である。ただし、実際のデータの値を見ると National Accounts では、国民経済計算の数値を単純に1千倍にした値が掲載されている。

第2に、国民経済計算の一般政府の部門別勘定には、第1次所得の配分勘定から所得の使用勘定までと金融勘定が掲載されている。一方、National Accounts では、それに加えて生産勘定 (Production account) と所得の発生勘定 (Generation of income account) も掲載されている。

第3に、National Accounts の Dataset 12 では、日本のデータについては、一般政府は暦年、中央政府・地方政府・社会保障基金は年度のデータが記載されている。一方、国民経済計算では、一般政府についての「制度別所得支出勘定」には年度と暦年両方のデータがあるが、「一般政府の部門別勘定」にある中央政府・地方政府・社会保障基金の内訳については、年度のデータ

しか記載されていない。

第4に、National Accountsと国民経済計算では、一方には存在して他方には存在しない項目がある。たとえばNational AccountsのDataset 12には、一般政府総支出（Total General government expenditure）と一般政府総収入（Total General government revenue）のデータがあるが、国民経済計算の一般政府の部門別勘定には該当する項目がない。

第5に、OECD加盟国のうち韓国とリトアニアについては2019年のベンチマーク改訂後のDataset 12 Government deficit/surplus, revenue, expenditure and main aggregatesが、本稿を執筆した時点ではデータベースに収録されていない。ただし、ベンチマーク改訂前のデータについてはアーカイブとして別に収録されている。

こういった違いがあるが、基本的にはNational Accountsと国民経済計算は1対1での対応が可能である。以下では勘定別に細かく、National Accountsと国民経済計算の対応関係を見ていこう。上記のようにNational Accountsは生産勘定から始まるが、本稿では国民経済計算に合わせて「第1次所得の配分勘定」から始めることとする。

II 第1次所得の配分勘定

第1次所得の配分勘定では、「雇用人報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸出品に課される税、（控除）補助金に財産所得の受払を加えることにより制度部門別の第1次所得バランス」を推計している〔内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 2019, pp. 2-3〕。図2では、第1次所得の配分勘定に関する部分についてNational Accountsと国民経済計算の対応関係をまとめている。第1次所得の配分勘定についてはAnnual National AccountsのDataset 12は、国民経済計算年次推計のフロー編Ⅱ-4およびⅤ-6-1に対応している。なお、図中で（受取）や（支払）が付されている項目があるが、（受取）の

National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み
 場合には当該の政府部門の受取を、(支払) の場合には支払を記録しており、
 これらは以下の図においても同様である。

図 2 第 1 次所得の配分勘定についての対照表

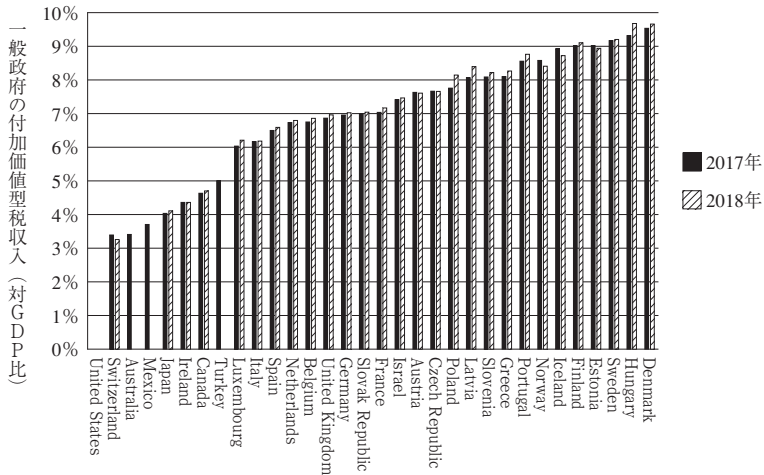
OECD Annual National Accounts Dataset 12		内閣府 国民経済計算年次推計 フロー編 II-4, V-6-1	
SG3: Allocation of primary income account		第 1 次所得の配分勘定	
GD2R: Taxes on production and imports, receivable		生産・輸入品に課される税 (受取)	
GD2R: Taxes on production and imports, receivable	GD21R: Taxes on products, receivable	生産物に課される税	
	GD21R: Taxes on products, receivable	GD211R: of which: VAT, receivable	付加価値型税 (VAT)
	GD29R: Other taxes on production, receivable		生産に課されるその他の税
GD3P: Subsidies, payable		補助金 (支払)	
GD3P: Subsidies, payable	GD31P: Subsidies on products, payable		[生産物に対する補助金 (支払)]
	GD39P: Other subsidies on production, payable		[生産に対するその他の補助金 (支払)]
GD4R: Property income, receivable		財産所得 (受取)	
GD4R: Property income, receivable	GD41R: Interest, receivable		利子
	GD42R_D45R: Other property income, receivable		法人企業の分配所得+保険契約者に帰属する投資所得+賃貸料
GD4P: Property income, payable		財産所得 (支払)	
GD4P: Property income, payable	GD4PTOS1311: of which: property income payable to S1311		[財産所得 (支払) の内訳 (中央政府に対する支払)]
	GD4PTOS1312: of which: property income payable to S1312		[財産所得 (支払) の内訳 (州政府に対する支払)]
	GD4PTOS1313: of which: property income payable to S1313		[財産所得 (支払) の内訳 (地方政府に対する支払)]
	GD4PTOS1314: of which: property income payable to S1314		[財産所得 (支払) の内訳 (社会保障基金への支払)]
	GD41P: Interest		利子
	GD42P_D45P: Other property income, payable		賃貸料
GB5N: Balance of primary incomes, net		第 1 次所得バランス (純)	

出所) OECD Annual National Accounts および内閣府「国民経済計算年次推計」より筆者作成

はじめに、図 2 に記載されている各項目について内閣府 [2019a] の用語解説をもとに簡単に説明しておこう。まず、「生産・輸入品に課される税」とは、「原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関

して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるもの」と定義されている [内閣府 2019a, pp. 15-16]。これはさらに、「生産物に課される税」と「生産に課されるその他の税」に区分される。日本では「生産物に課される税」には、消費税、地方消費税、関税、酒税、たばこ税、揮発油税等が含まれる。また、「生産に課されるその他の税」には、固定資産税や印紙収入税などが含まれる [内閣府 2019a, p. 16]。

図3 一般政府の付加価値型税収入対 GDP 比の国際比較



出所) OECD Annual National Accounts および内閣府「国民経済計算年次推計」より筆者作成

ここで、図2の対照表を用いた国際比較の一例として、日本の消費税や地方消費税のような付加価値型税の国際比較を行ってみよう。図3は、一般政府の付加価値型税収入の対名目 GDP 比を国際比較したものである⁽⁵⁾。なお、

(5) 以下では対 GDP 比を求める際には分母に名目 GDP を使用し、単に対 GDP 比と書くものとする。

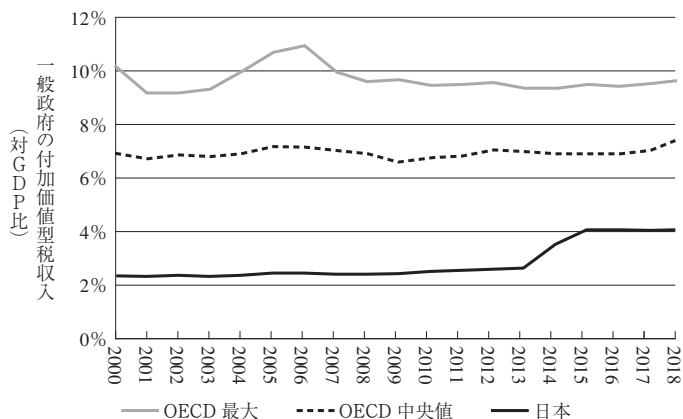
National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み

OECD 加盟国のうち韓国とリトアニアについてはベンチマーク改訂後の Dataset 12 がデータベースに収録されていないため掲載していない（以降の図についても同様）。また、チリとニュージーランドについても付加価値型税収のデータが掲載されていないため記載していない。米国はセールス・タックスは導入されているが付加価値型税は導入されていないため税額は 0 となっている。また、オーストラリア、メキシコ、トルコについては 2018 年の値が OECD のデータベースに本稿執筆時点で掲載されていなかったため 2017 年の値のみ掲載している。日本のデータについては内閣府の国民経済計算年次推計の 2018 年度年次推計を用いた。これは OECD の National Accounts では 2017 年までしか収録されていなかったためである。本稿の以下の図についても特に記載がないものについては、同様に日本のデータには国民経済計算年次推計を用いている。

図 3 にあるように、日本の付加価値型税の税収は対 GDP 比 4 % 程度である。2017 年の消費税率は地方消費税を合わせて 8 % であったので、それと比べて少ないが、これは消費税の課税ベースと比べて GDP の方が大きいためである。図にあるように、日本の付加価値型税の税収は OECD 諸国の中では相対的に低い。これは、この 2 年間だけではなく 2000 年以降で見ても同様の傾向がある。

図 4 は、付加価値型税収入対 GDP 比について、各年の OECD 諸国の最大値、OECD 諸国の中央値を、日本のそれと比較してみたものである。折れ線グラフの OECD 最大という系列が、それぞれの年の OECD 諸国の付加価値型税収入対 GDP 比のうちの最大値を表している。税収対 GDP 比が最大となる国は年によって変化しているが、概ね GDP 比 10% 程度で推移している。また、OECD 諸国の付加価値型税収入対 GDP 比の中央値は 2000~2018 年でみると、ほぼ 7 % 前後で推移している。これと比べて日本の付加価値型税からの収入は GDP 比 4 % 程度で、OECD 中央値の 6 割程度、OECD 最大

図4 日本の付加価値型税収入対 GDP 比の推移



出所) OECD Annual National Accounts および内閣府「国民経済計算年次推計」より筆者作成

値の4割程度に留まっており、2019年の消費税増税後も OECD 中央値は下回っているものと推測される。

再び図2の OECD による National Accounts と内閣府の国民経済計算の対照表に戻ろう。この中の「補助金」とは、「一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である」と定義されている [内閣府 2019a, p. 25]。交付される対象が「市場生産者」であるので、国から地方自治体への補助金などは該当しない。また、政府から企業への補助金であっても、設備投資への補助金などは「経常費用を賄うため」ではないため該当しない。この補助金の内訳について、National Accounts の Dataset 12 では、GD31P: Subsidies on products, payable (生産物に対する補助金 (支払)) と GD39P: Other subsidies on production, payable (生産に対するその他の補助金 (支払)) に区分されているが内閣府の国民経済計算の

National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み

付表 (6-1) 一般政府の部門別勘定では、このような内訳は掲載されていない。なお、OECD のデータでも日本については該当する項目には数値が収録されているわけではなく「…」となっている。また、財産所得 (支払) に関しても、国民経済計算では、内訳として利子と賃貸料が掲載されているが、OECD の Annual National Accounts は、それに加えて、GD4PTOS1311: of which: property income payable to S1311, GD4PTOS1312: of which: property income payable to S1312, GD4PTOS1313: of which: property income payable to S1313, GD4PTOS1314: of which: property income payable to S1314 という項目を設けている。ここで、S1311 は中央政府を、S1312 は州政府を、S1313 は地方政府を、S1314 は社会保障基金を表している。これらの項目についても国民経済計算では対応する項目がない。図 2 では、こういった OECD の National Accounts には項目があるのに国民経済計算には対応する項目がないものについては、日本語の項目名の両側に角括弧をつけている。これは以降の図においても同様である。

Ⅲ 第 2 次所得の分配勘定

次に第 2 次所得の分配勘定に進もう。ここでは、可処分所得が「第 1 次所得バランスに、各種経常移転の受取を加えたものから、各種経常移転の支払を差し引いて導出される」[内閣府 2019a, p. 3]。単純化して言えば、この勘定では、図 2 で導出された第 1 次所得バランスから、直接税や社会保険料を控除し、年金などの給付を加え、経常移転の受け払いをして可処分所得を導出する計算を行っている。

図 5 は、第 2 次所得の分配勘定について、National Accounts と国民経済計算の対応関係をまとめたものである。ここで、「所得・富等に課される経常税」とは、「主に、毎課税期間に定期的に支払われる家計の所得、法人企業の利潤に課される税、さらに富に課される税から成る」とされている [内閣

図5 第2次所得の分配勘定についての対照表

OECD Annual National Accounts Dataset 12		内閣府 国民経済計算年次推計 フロー編 II-4, V-6-1
SG4: Secondary distribution of income account		第2次所得の分配勘定
GD5R: Current taxes on income, wealth etc., receivable		所得・富等に課される経常税 (受取)
GD61R: Net social contributions, receivable		社会負担 (受取) [純社会負担]
GD61R: Net social contributions, receivable	GD611R: of which: actual social contributions	GD6111R: Employers' actual social contributions 雇主の現実社会負担
	GD611HR: Households' actual social contributions	GD611HR: Households' actual social contributions 家計の現実社会負担
GD7R: Other current transfers, receivable		その他の経常移転 (受取)
GD5P: Current taxes on income, wealth etc., payable		[所得・富等に課される経常税 (支払)]
GD62P: Social benefits other than social transfers in kind, payable		現物社会移転以外の社会給付 (支払)
GD631XXP: Social transfers in kind - purchased market production, payable		現物社会移転 (市場産出の購入)
GD62_631XXP: Social benefits an transfers in kind - purchased market production, payable		現物社会移転以外の社会給付 (支払) + 現物社会移転 (市場産出の購入)
GD7P: Other current transfers, payable		その他の経常移転 (支払)
GD7P: Other current transfers, payable	GD7PTOS1312: of which: other current transfers payable to S1312	[一般政府内の経常移転の内訳 (州政府への支払)]
	GD7PTOS1313: of which: other current transfers payable to S1313	一般政府内の経常移転の内訳 (地方政府への支払)
	GD7PTOS1314: of which: other current transfers payable to S1314	一般政府内の経常移転の内訳 (社会保障基金への支払)
GB6N: Disposable income, net		可処分所得 (純)

出所) OECD Annual National Accounts および内閣府「国民経済計算年次推計」より筆者作成

府 2019a, p. 15]。具体的には、日本では、所得税，法人税，日本銀行納付金，自動車重量税の1/2が中央政府の「所得・富等に課される経常税」で、道府県民税，市町村民税，事業税，狩猟税，自動車税の1/2，自動車取得税の1/2，軽自動車税の1/2が地方政府の「所得・富等に課される経常税」とされている [内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 2019, p. 133]。なお自動車重量税，自動車税，自動車取得税，軽自動車税の残りの部分は「生産・輸入品に課される税」とされている [内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 2019, pp. 133-134]。一方で，相続税や贈与税は毎課税期間に定期

National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み

的に支払われるわけではないので、ここには含まれず、後述する「資本税」に該当する。

社会負担とは、単純化していえば、社会保険料負担を指す。ただし、ここでは一般政府やそれを構成する中央政府、地方政府、社会保障基金の側の勘定を見ているため社会負担の内訳のうち、これらに関係しないものは掲載されていない。掲載されている「雇主の現実社会負担」とは「社会保障基金や企業年金の年金基金への雇主の実際の保険料・掛金等の負担」であり、「家計の現実社会負担」とは「社会保障基金等への雇用者・家計の実際の保険料・掛金負担」である [内閣府 2019a, pp. 13-14]。一方、社会負担の構成要素の中でも、雇主の帰属社会負担（雇用関係をベースとする確定給付型の退職後所得保障制度に係る積立不足分の変動等）や、家計の追加社会負担（企業年金に係る資産運用から得られる収益の迂回処理分）、年金制度の手数料（企業年金等の運営費用）は、ここには含まれていない。⁽⁶⁾

「現物社会移転」とは、「一般政府または対家計民間非営利団体の個々の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指す」[内閣府 2019a, p. 6]とされており、そのうち「現物社会移転（市場産出の購入）」は「社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分」などが該当する。たとえば、日本で70歳未満の成人が医療機関で少額の保険診療を受けた場合、医療費の3割を自己負担し窓口で支払う。残りの7割はその人の加入する健康保険（国民健康保険や共済や健康保険組合など）から支払われるが、この保険負担分について国民経済計算では、政府がその金額の医療サービスを市場で購入して家計に支給していると解釈するのである。ただし、「現物社会移転」は政府の可処分所得の算出の際には使用せず、次節の可処分所得の使用勘定で政府の個別消費支出として現れる。National

(6) 丸括弧内の解説は、内閣府 [2019a, p. 14] より。

Accounts で、ここにこの項目があるのは、図にある「現物社会移転以外の社会給付（支払）＋現物社会移転（市場産出の購入）」を出すために掲載されているものと思われる。

「現物社会移転以外の社会給付」は、単純化して言えば、年金給付や生活保護等を指している。具体的には、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」からなる [内閣府 2019a, p.13]。ここで「現金による社会保障給付」とは老齢年金、失業給付、児童手当などが該当する。また「社会扶助給付」には生活保護、恩給などが該当する [内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 2019, p.135]。

「その他の経常移転」は、「非生命保険取引」「一般政府内の経常移転」「経常国際協力」「他に分類されない経常移転」からなる。このうち「非生命保険取引」は、単純化して言えば、損害保険に関する取引である。

次に、「一般政府内の経常移転」に注目してみよう。たとえば、中央政府の「一般政府内の経常移転の内訳（地方政府への支払）」には、地方交付税交付金や地方譲与税剰余金などが含まれる。また、中央政府の「一般政府内の経常移転の内訳（社会保障基金への支払）」には、年金特別会計への繰り入れなどが含まれる。そして、地方政府の「一般政府内の経常移転の内訳（中央政府への支払）」には、補助費などが含まれる [内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 2019, p.136]。ただし、「経常移転」は受け取り側の投資の原資にはならないものとされている [内閣府 2019a, p.5]。投資の原資になるものは後述の「資本移転」に含まれる。なお、OECD の National Accounts では州政府への経常移転の項目も存在しているが、日本には州政府は存在せず、国民経済計算に該当する項目は存在しない。

IV 可処分所得の使用勘定

可処分所得の使用勘定は、可処分所得が消費と貯蓄にどのように使用されたかを明らかにしている。図6は、この勘定についての対照表である。図に政府の「最終消費支出」と「現実最終消費」というよく似た項目が現れているが、政府の「最終消費支出」は政府が実際に支出した負担額で、政府の「現実最終消費」は政府が実際に便益を享受した額である [内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 2019, p.138]。また、内訳にある「現物社会移転（個別消費支出）」は、上記のように「一般政府または対家計民間非営利団体の個々の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指す」 [内閣府 2019a, p.6]。一方、「現実最終消費（集合消費支出）」とは「外交、防衛、警察等の社会全体に対するサービス活動に要する消費支出」である [内閣府 2019a, p.8]。なお、「年金受給権の変動調整」とは、「社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額」とされている [内閣府 2019a, p.22]。

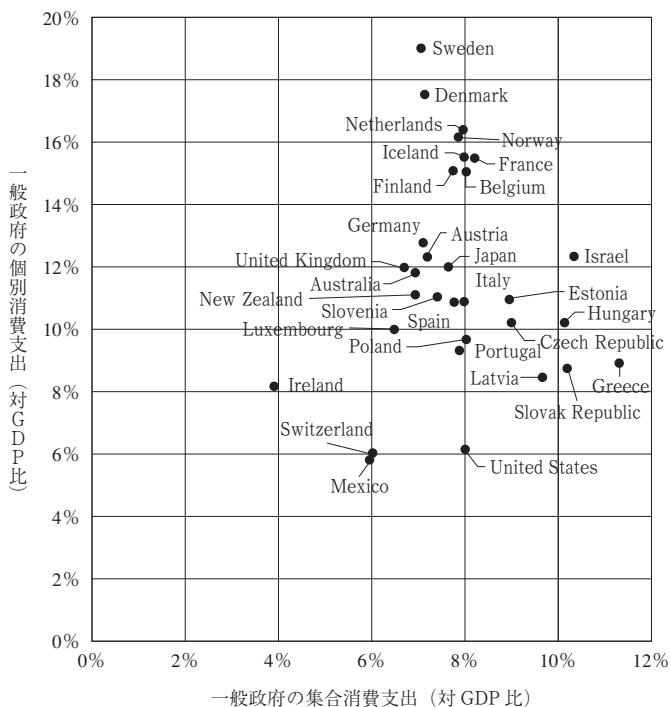
図6にあるように、National Accounts と国民経済計算は可処分所得の使用

図6 可処分所得の使用勘定についての対照表

OECD Annual National Accounts Dataset 12	内閣府 国民経済計算年次推計 フロー編 II-4, V-6-1	
SG5: Use of disposable income account	可処分所得の使用勘定	
GP3P: Final consumption expenditure	最終消費支出	
GP3P: Final consumption expenditure	GP31P: Individual consumption expenditure	現物社会移転（個別消費支出）
	GP32P: Collective consumption expenditure	現実最終消費（集合消費支出）
GD8P: Adjustment for the change in net equity of households in pension funds	年金受給権の変動調整	
GB8G: Saving, gross	貯蓄（総）	
GB8N: Saving, net	貯蓄（純）	

出所) OECD Annual National Accounts および内閣府「国民経済計算年次推計」より筆者作成

図7 一般政府最終消費支出の内訳の国際比較（2017年）



出所) OECD Annual National Accounts および内閣府「国民経済計算年次推計」
より筆者作成

勘定については、項目ごとに1対1での対応関係がある。

図7は、OECDのNational Accountsのデータと、日本については内閣府の国民経済計算年次推計のデータを用いて2017年の一般政府最終消費支出の内、個別消費支出と集合消費支出の関係について国際比較を行ったものである。図の横軸は一般政府の集合消費支出対GDP比、図の縦軸は一般政府の個別消費支出の対GDP比を取っている。なお、チリとトルコについては政府最終消費支出の内訳のデータが掲載されていないため省略した。また、カナダについても個別消費支出のデータが掲載されていないため省略し

National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み

た。

図 7 を見ると、集合消費支出については多くの国が GDP 比 6～10% の範囲に集まっている一方で、個別消費支出については、対 GDP 比で 19% のスウェーデンから、6% のスイス、メキシコ、米国までの範囲で幅広く分布していることが分かる。集合消費支出は上記のように「外交、防衛、警察等の社会全体に対するサービス活動に要する消費支出」であって、いわば公共財の供給費用と言えるものであるが、その対 GDP 比については OECD 諸国間でのばらつきは小さい。一方で、社会保障の公的負担分に相当する個別消費支出については手厚い社会保障制度を持つ北欧諸国が高く、米国などが低いという傾向が見て取れる。日本は、集合消費支出と個別消費支出のいずれにおいても図に描かれた OECD 諸国中ではほぼ中位の水準に位置している。

V 資本勘定

資本勘定は「非金融面の資本蓄積（投資）及び資本調達（貯蓄）の状況を記録する勘定」である [内閣府 2019a, p. 13]。可処分所得の使用勘定で算出された貯蓄と他の部門から受け取った資本移転が、総固定資本形成や在庫変動、土地の購入、そして他の部門への資本移転などに用いられ、貯蓄と投資差額が「純貸出／純借入」として算出される [内閣府 2019a, p. 13]。

図 8 は資本勘定について National Accounts と国民経済計算の対応関係を見ている。ここで、政府の資本移転の受取のうち、「資本税」は日本では相続税や贈与税が該当する [内閣府 2019a, p. 13]。また、資本移転の支払には、政府内での中央政府から地方政府への公共事業の補助費などが含まれている [内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 2019, p. 144]。このような一般政府内の資本移転について OECD の National Accounts でも内閣府国民経済計算でも、一般政府内のどの部門からどの部門への移転なのかが分かるように項目が用意されている。ただし、日本の場合は州が存在しないため、

図8 資本勘定についての対照表

OECD Annual National Accounts Dataset 12		内閣府 国民経済計算年次推計 フロー編 III-3, V-6-1
SG6: Capital account		資本勘定
GK1R: Consumption of fixed capital		固定資本減耗
GD9R: Capital transfers, receivable		資本移転（受取）
GD9R: Capital transfers, receivable	GD91R: Capital taxes	資本移転（受取）のうち資本税
	GD92R_D99R: Other capital transfers and investment grants, receivable	資本税以外の資本移転（受取）
GD9P: Capital transfers, payable		資本移転（支払）
GD9P: Capital transfers, payable	GD9PTOS1312: of which: capital transfers payable to S1312	[一般政府内の資本移転の内訳（州政府への支払）]
	GD9PTOS1313: of which: capital transfers payable to S1313	一般政府内の資本移転の内訳（地方政府への支払）
	GD9PTOS1314: of which: capital transfers payable to S1314	一般政府内の資本移転の内訳（社会保障基金への支払）
	GD92P: of which: Investment grants, payable	[うち投資補助金（支払）]
GP5_K2P: Gross capital formation and Acquisitions less disposals of non- Assets		[総資本形成＋土地の購入（純）]
GP5P: Gross capital formation		[総資本形成]
GP5P: Gross capital formation	GP51P: Gross fixed capital formation	総固定資本形成
	GP52_P53P: Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables	在庫変動
GK2P: Acquisitions less disposals of non-produced non-financial assets		土地の購入（純）
GB9: Net lending (+)/Net borrowing (-)		純貸出／純借入（財政収支）
GTE: Total General government expenditure		[一般政府総支出]
GTR: Total General government revenue		[一般政府総収入]
GD995: Capital transf. from govt, assessed but unlikely to be collected		

出所) OECD Annual National Accounts および内閣府「国民経済計算年次推計」より筆者作成

「一般政府内の資本移転の内訳（州政府への支払）」については該当する項目が存在しない。

図8にある政府の「総固定資本形成」は、単純化して言えば公共投資から用地費を除いたものである〔内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部2019, pp. 79-84〕。ここで、用地費については用地売却額を控除して「土地の購入（純）」に計上されている。

National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み

最後に、図 8 の「純貸出／純借入」は貯蓄投資バランスを表しているが、政府の場合には特に財政収支に対応する [内閣府 2019a, p. 14]。

OECD の National Accounts では、2019年にベンチマーク年が改訂された。本稿執筆時点では、多くの国は2000年から2018年までのデータがデータベースに収録されているが、オーストラリアやカナダなどでは2017年までしか収録されておらず、既に述べたように韓国やリトアニアは政府の部門別勘定に相当する Dataset 12 の新ベンチマーク対応データがデータベースに掲載されていない。

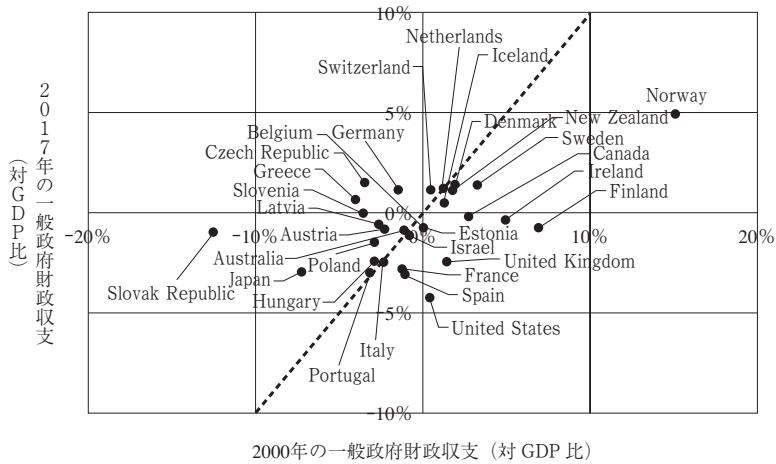
OECD 加盟国のうちデータが利用できる国を対象に各国の財政収支を2000年と2017年で比較してみよう。⁽⁷⁾ 図 9 は、一般政府の「純貸出／純借入」すなわち財政収支の対 GDP 比について、横軸に2000年の値を、縦軸に2017年の値をとった散布図である。なお、日本のデータについては国民経済計算年次推計を用いた。

図 9 を見る上で留意すべき点として、横軸は-20%から20%の範囲でとっているが、縦軸は-10%から10%の範囲で描かれていることがある。この図から2000年と比べて2017年では財政収支対 GDP 比における各国のばらつきが小さくなっていることが見て取れる。実際に財政収支対 GDP 比の標準偏差をとると、2000年は小数点表示で0.047、2017年は0.019であった。

図 9 に描かれている右上がりの点線は、縦軸の値と横軸の値が等しくなる45度線である。この45度線の左上に位置している国は2000年と比べて2017年の財政収支対 GDP が増加した、すなわち、財政収支が改善した国であり、45度線の右下に位置している国は財政収支が悪化した国である。図に描かれ

(7) 2000年は OECD の National Accounts の Dataset 12 で、新ベンチマークでのデータが得られる最初の年である。また、データベースにデータが掲載されている直近年は2018年であるが、この年はまだデータが掲載されていない国もあるため2017年をとった。

図9 一般政府財政収支対 GDP 比の国際比較 (2000, 2017年)

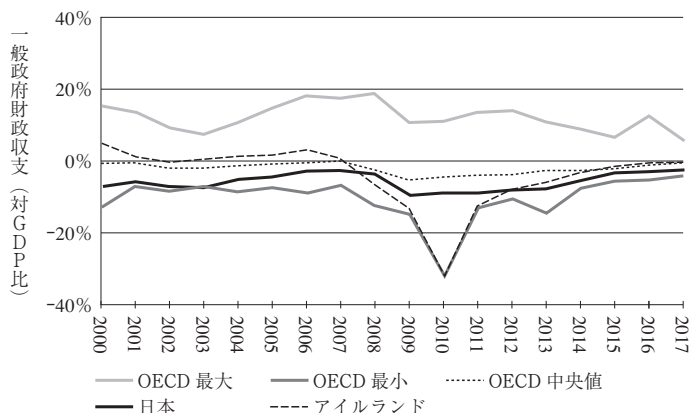


出所) OECD Annual National Accounts および内閣府「国民経済計算年次推計」より筆者作成

ている30ヶ国中、財政収支が改善した国は15ヶ国、悪化した国は15ヶ国である。日本はこの中では財政収支が改善した国であり、かつ、改善の幅は比較的大きいことが見て取れる。また2000年、2017年とも、日本の財政収支対GDP比がOECD諸国中で最も低いわけではなかったことも分かる。ただし、これをもって日本の財政が安堵できる状況にあると主張しているわけではない。

図10は、一般政府財政収支対GDP比の2000年から2017年までの推移を描いたものである。「OECD最大」は、各年におけるOECD諸国の一般政府財政収支対GDP比の最大値を、「OECD最小」はその最小値を、「OECD中央値」はOECD諸国の中央値をとった系列である。図に描かれているように日本の財政収支はOECD中央値を下回っていたもののOECD諸国の最小値は上回っていた⁽⁸⁾。しかし、日本が一貫して財政収支が赤字であったのと比べると、たとえば、2010年には日本よりも遙かに財政収支が悪かったアイルラ

図10 日本の一般政府財政収支対 GDP 比の推移



出所) OECD Annual National Accounts および内閣府「国民経済計算年次推計」より筆者作成

ンドでは、財政収支の悪化は一時的で2017年には財政均衡に戻している。これに対して日本は、財政収支対 GDP 比が一貫して OECD 諸国の下位に属していたという点に特徴がある。

Ⅵ 政府間財政関係

これまで見てきた OECD の National Accounts の Dataset 12 は、一般政府の部門別勘定を掲載しており、各項目について一般政府を構成する中央政府・地方政府・社会保障基金（連邦制国家ではこれに加えて州政府）の内訳を知ることが出来る。本節では National Accounts を用いた財政の国際分析の一例として、この部門別勘定を用いて政府間財政関係の簡単な国際比較を試みる。

分析に際し、留意する点として、その国が連邦制であるか否かという点が

(8) 図10では2003年に日本の値が OECD 最小値と一致しているように見えるが、実際に OECD 最小値となったのはギリシャで日本は僅かに上回っていた。

ある。国民経済計算の体系では、連邦制の国では中央政府・州政府・地方政府の3層構造になっており、社会保障基金を併せれば一般政府が4部門に区分されることになる。National Accounts では、州政府の区分を設けているのはオーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、ドイツ、メキシコ、スペイン、スイス、米国の9か国である OECD [2019a, p. 62]。以下ではこれらの国を連邦制国家、その他の国を非連邦制国家と呼ぶこととする。ただし、オーストラリアと米国は地方政府についての内訳は州政府の区分の中に統合されている [OECD 2019a, p. 74]。なお、非連邦制国家は中央政府と地方政府の2層構造で、社会保障基金を入れて3つの部門に分けられる。

図11は、政府の税収に占める地方政府の割合と、政府支出に占める地方政府の割合を見たものである。ここで政府支出として図8にある GTE: Total General government expenditure (一般政府総支出) を用いている。ただし、一般政府の値ではなく政府内の当該部門の内訳の値である。この項目に直接対応するデータは内閣府の国民経済計算年次推計の一般政府の部門別勘定には掲載されていないため、日本の政府支出についても OECD の一般政府総支出のデータを用いている。また、グラフは2017年の値を用いて作図している。

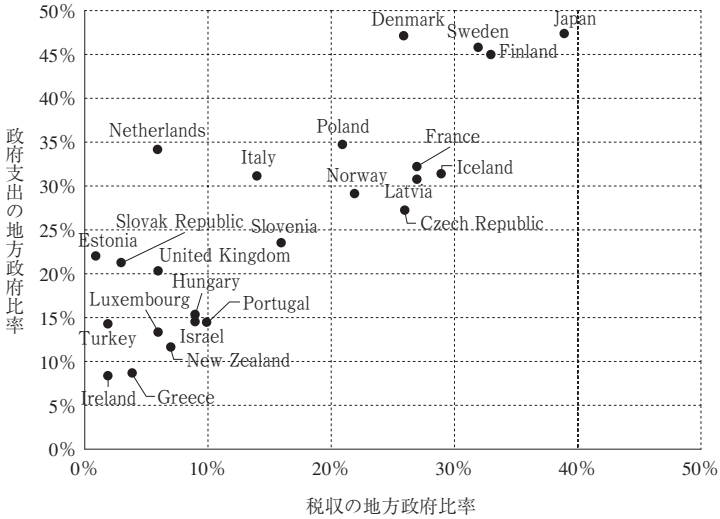
(1) では、日本を含む非連邦制国家について描いている。ここでは、政府は中央政府・地方政府・社会保障基金の3部門から構成される。図の横軸の「税収の地方政府比率」とは、地方政府の「生産・輸入品に課される税」「所得・富等に課される経常税」「資本税」の収入の合計を、中央政府と地方政府のこれらの税収の合計で割ったものである。図の縦軸の「政府支出の地方政府比率」は、地方政府の政府支出を、中央政府と地方政府の政府支出の合計で割ったものである。

同様に(2)では、連邦制国家について税収と政府支出における地方のシェアを描いている。連邦制国家では政府は中央政府・州政府・地方政府・社会

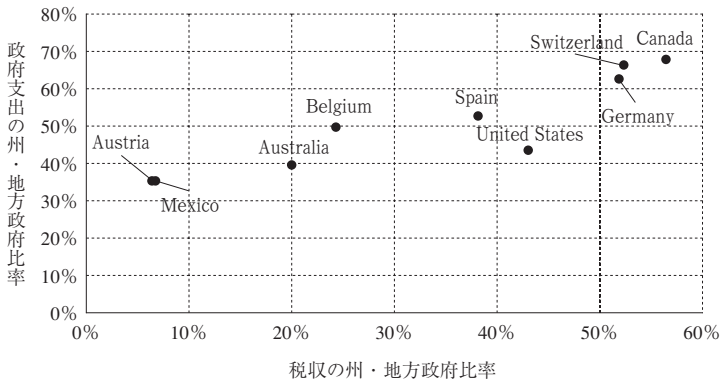
National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み

図11 税金と政府支出における州・地方政府のシェア（2017年）

(1) 非連邦制国家



(2) 連邦制国家



出所) OECD Annual National Accounts および内閣府「国民経済計算年次推計」より筆者作成

保障基金の4部門からなる。(2)の横軸は、州政府と地方政府の上記3つの税の収入の合計を、中央・州・地方政府の当該税金の合計で割ったもので

ある。また、縦軸は、州政府と地方政府の政府支出の合計を、中央・州・地方政府の政府支出の合計で割ったものである。

この図から読み取れるポイントとして、次の3点が挙げられる。第1に、日本の税収の地方政府比率は他国と比べて、かなり高い水準にあるということである。図に描かれている2017年で見ると、税収の約40%は地方の税収であった。この地方政府比率は、図に描かれている非連邦制国家の中では、最高のものであった。また(2)に描かれている連邦制国家の税収の州・地方政府比率と比較しても、日本の税収の地方政府比率は、連邦制国家での中央値程度の水準にあることが分かる。ベルギー、オーストラリア、メキシコ、オーストリアは連邦制国家でありながら、税収の州・地方政府比率は、日本の税収の地方政府比率よりも低くなっている。

第2に、政府支出の地方政府比率は、多くの国で税収の地方比率よりもかなり高いことが挙げられる。これは、多くの国で、地方政府は中央政府から移転を受け取ることで、自らに入る税収よりも多くを支出していることを示唆している。

第3に、中央・地方政府間の財政関係は、国際的には非常に多様であるということである。非連邦制国家に限ってみても、アイルランドやニュージーランドなどでは、税収のほとんどが中央政府に入るとともに、政府支出のほとんども中央政府から支出されている。一方、オランダでは税収については9割超が中央政府に入る一方で、政府支出の3割超は地方政府から支出されている。日本は、税収と政府支出のどちらでも地方政府の比率が高い国であり、デンマーク・スウェーデン・フィンランドは政府支出の地方政府比率は日本と同程度だが税収の地方政府比率は日本よりも低い。政府支出と税収の地方政府比率が低いアイルランド・ニュージーランドを一方の極に、政府支出と税収の地方政府比率が高い日本を他方の極にすると、その間に、OECD加盟の非連邦諸国が様々な異なる税収・政府支出の地方比率をもって分布し

ているのである。

次の図12は、税収の内訳に着目して中央政府と地方政府の関係を国際比較したものである。国民経済計算では、税は「生産・輸入品に課される税」、「所得・富等に課される経常税」、「資本税」の3つに区分される。このうち「生産・輸入品に課される税」は間接税、「所得・富等に課される経常税」は直接税にあたる。そこで、これらを用いて2017年に、中央・地方政府が直接税と間接税をどのように徴収しているかを描いたものがこの図である。なお、資本税については、国民経済計算上は資本移転として扱われることと、金額的にも比較的小さいことからこの図には描いていない。

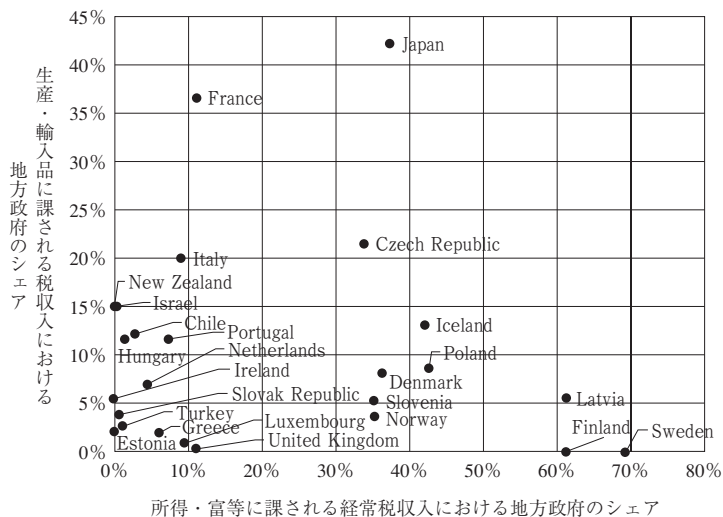
(1) は非連邦制国家について描いたもので、図の横軸は「所得・富等に課される経常税」の地方政府の税収を中央・地方政府の税収の合計で割ったものである。また、縦軸は「生産・輸入品に課される税」について、同様に地方政府が受け取る割合をとったものである。

この図からは、直接税にあたる「所得・富等に課される経常税」については地方政府比率が国によって様々であることが見て取れる。一方で、間接税にあたる「生産・輸入品に課される税」の地方政府比率が低い国が多いことがわかる。言い換えれば、間接税は主として中央政府が課している国が多いということである。その中で、日本では「生産・輸入品に課される税」の地方政府比率が高い点が目立っている。非連邦制国家の中では、間接税の地方政府比率が35%を超えているのは日本とフランスだけである。

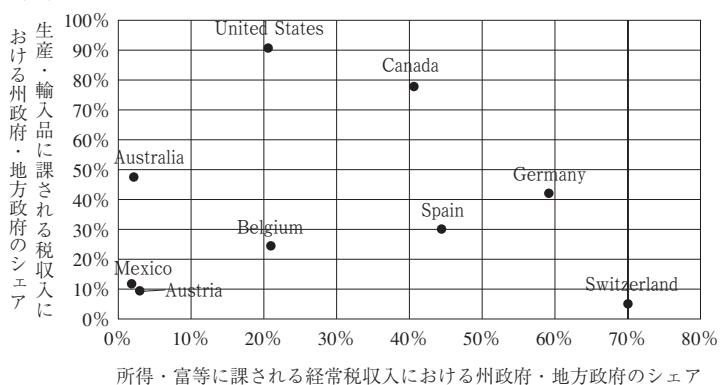
(2) は同様に連邦制国家について描いている。ただし、連邦制国家では、中央・州・地方の三層になることから州・地方政府の税収を中央・州・地方政府の税収の合計で割った比を用いている。この図から、連邦制国家では間接税の州・地方政府比率が高くなっていることが分かる。特に米国では約9割に達しているが、これは米国では連邦レベルの付加価値型税が存在しない一方で、州レベルのセールス・タックスが基幹的な税となっていることを反

図12 直接税と間接税における州・地方政府のシェア（2017年）

(1) 非連邦制国家



(2) 連邦制国家



出所) OECD Annual National Accounts および内閣府「国民経済計算年次推計」より筆者作成

映しているものと思われる。また、日本の間接税の地方政府比率は、連邦制国家であるオーストリア、ベルギー、スイスなどを上回る水準にある事が分

National Accounts を用いた OECD 加盟国の財政の国際比較の試み
かる。

おわりに

本稿では、OECD の National Accounts の財政データをもとに財政の国際比較を行うため、その基礎として National Account の Dataset 12: Government deficit/surplus, revenue, expenditure and main aggregates と内閣府の国民経済計算年次推計の一般政府の部門別勘定との対応関係を整理した。さらに、National Accounts と国民経済計算年次推計を用いて、付加価値税収対 GDP 比や一般政府の財政収支対 GDP 比、そして、税収と政府支出に関する中央と州・地方の政府間財政関係などについての国際比較を行った。

本稿の限界として、本稿の執筆時期が National Accounts のベンチマークの改訂の直後であったため、OECD 加盟国のうち韓国とリトアニアについては新ベンチマークでの Dataset 12 のデータが得られなかった。また、Dataset 12 に収録されている多くのデータのうち、ごく一部についてしか国際比較を行うことが出来なかった事が挙げられる。

参考文献

- 市川正樹．2013．SNA で見た近年の財政—我が国財政の総合的・整合的把握，経済分析レポート，大和総研，2013年8月23日，https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20130823_007597.pdf
- 市川正樹．2014．SNA 中心で見た社会保障—給付増は高齢化の影響だけではない，経済分析レポート，大和総研，2014年4月24日，https://www.dir.co.jp/report/research/economics/japan/20140424_008469.pdf
- 小川雅弘．2017．国民経済計算 SNA 方式における政府—とくに政府最終消費支出—．大経大論集，第68巻第1号，29-47．2017年5月
- 河野惟隆．2004a．マクロ経済の政府 vs. 固有の財政—現在の日本における，帝京経済学研究第38巻第1号：103-123，帝京大学
- 河野惟隆．2004b．日本のマクロ経済における一般政府，京経済学研究第38巻第2号：127-149，帝京大学
- 大和総研調査本部編著．2014．経済指標を見るための基礎知識．株式会社大和総研調査本部発行．Kindle 版．<https://www.amazon.co.jp/gp/product/B00LKXAP9C/ref=>

- ppx_yo_dt_b_d_asin_image_o02?ie=UTF8&psc=1
- 竹原憲雄. 2004. 地方財政の国際比較, 所収: 和田八東・星野泉・青木宗明編現代の地方財政 [第3版], 有斐閣, 232-245
- 土居丈朗. 2017. 入門 | 財政学, 日本評論社
- 土肥原洋・増淵勝彦・丸山雅章・長谷川秀司. 2006. 国民経済計算から見た日本経済の新動向. ESRI Discussion Paper Series No. 167. 2006年7月. 内閣府経済社会総合研究所
- 内閣府. 2016. 国民経済計算の作成基準 (平成28年11月18日内閣府告示第1139号), https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/sakusei_kijun23.pdf
- 内閣府. 2019a. 国民経済計算年次推計2018年度年次推計 (平成30年度) 用語解説, https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h29/sankou/pdf/term.pdf
- 内閣府. 2019b. 国民経済計算年次推計2018年度年次推計 (平成30年度), https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h30/h30_kaku_top.html, (2019年12月16日~2020年1月15日にアクセス)
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部. 2016. 2008 SNA に対応した我が国国民経済計算について (平成23年基準版), https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_2008sna.pdf
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部. 2019. 国民経済計算推計手法解説書 (年次推計編) 平成23年基準版, 平成29年3月24日 (平成31年4月5日改訂)
- 中村洋一. 2003. 財政赤字, 公債と家計消費, 経済社会総合研究センター Working Paper No. 10, 2003年3月, RIPESS 経済社会総合研究センター, 麗澤大学
- 中村洋一. 2017. GDP 統計を知る—大きく変わった国民経済計算, 一般財団法人日本統計協会
- 町田俊彦, 張 忠任. 2017. 政府間財政関係における集権と分権の諸課題—理論と実際—, 専修大学社会科学研究所月報 No. 644 : 1-20, 2017年2月, 専修大学
- International Monetary Fund. 2014. Government Finance Statistics Manual 2014, Washington, D.C., U.S.A., <https://www.imf.org/external/Pubs/FT/GFS/Manual/2014/gfsfinal.pdf>
- OECD. 2019a. Government at a Glance 2019, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/8ccf5c38-en>
- OECD. 2019b. National Accounts, <https://stats.oecd.org> (2019年12月23日から2020年1月15日にアクセス)